

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長（旭区長） 権藤 由紀子

令和6年度旭区更生保護協会会費の納入について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。
また、日頃より更生保護活動の推進にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
今年度の活動推進及び会費募集につきましても、ご協力をお願い申し上げます
なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

- 令和5年度から更生保護協会会費は、日本赤十字社会費とは別の同封した払込票（赤色）を使用して、ゆうちょ銀行での払込をお願いしています。
- この赤色の払込票はゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが硬貨取扱にかかる費用は募集した会費からご負担いただきたく、ご理解くださいますようお願いいたします。
- 硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどの御配慮をくださいますようお願いいたします。
- 日本赤十字社会費は、今年度も引き続き専用払込票（青色）を使用いたします。別途ご依頼をさせていただきます。お間違えのないようお願いいたします。

【ゆうちょ銀行窓口での硬貨取扱手数料】

（1）硬貨取扱料金：50枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金（税込み）
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。ご参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 村瀬・千葉
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのお納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局からお振込みください。

硬貨取扱手数料がかかる場合は、大変恐縮ですが、募集した会費からご負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日ご郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、硬貨取扱手数料のかかる場合のみ金額を必ずご確認ください。また、払込票（赤色）に募集会費、硬貨取扱手数料、納入金額等の必要事項をご記入いただくようお願いいたします。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にお持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合
 募集会費総額【5,000円】－硬貨取扱手数料【825円】＝納入額【4,175円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担			
02	口座記号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	2	3	0	3				4	5	1	6	0
加入者名 各種団体募金事務局					料金	備考		※¥4,175					
通信欄・ご依頼人 【No.1 ●●自治会】<●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [5,000 円] －硬貨取扱手数料[825 円] = ※納入金額[4,175 円] ※郵便局窓口で硬貨取扱手数料の金額を御確認の上、御記入ください。													
241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35					日		様						
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様					附		日 附 印						
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。					印								

振替払込請求書兼受領証													
00	口座記号番号		加入者名		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	2	3	0	3				4	5	1	6	0
各種団体募金事務局					料金		備考		※¥4,175				
記載事項を訂正し、その箇所に訂正印を押してください。 切り取らないでください。													
この受領証は、大切に保管してください。													

例2) 10円×52世帯＝520円(10円玉を52枚)を窓口で納入する場合
 募集会費総額【520円】－硬貨取扱手数料【550円】＝納入額【▲30円】
 ⇒納入額がマイナスになってしまうため、硬貨を少なくする等のご協力を御
 願いいたします。

裏面あり

更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次によりお取扱いをお願いします。

1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

【貴自治会目安額】

対象世帯数_____世帯×95%×10円：_____円

3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末でお願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和6年9月末を目安**にご納入くださいますようお願いいたします。

4 戸別会費募集用封筒について

ご利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

令和6年度 更生保護協会費目安額 (案)

【町内会会費】

(単位：円)

No	地区連合町内会	令和6年度 目標(目安)額	昨年度 目標(目安)額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰地区	60,580	60,740	8,844
2	白根地区	39,840	40,130	4,201
3	旭北地区	45,270	46,270	4,774
4	上白根地区	5,930	6,160	626
5	今宿地区	43,300	43,300	4,562
6	川井地区	39,720	40,250	4,185
7	若葉台地区	47,830	48,120	5,039
8	笹野台地区	36,240	36,450	3,817
9	希望が丘地区	29,550	29,670	3,261
10	希望が丘東地区	50,380	50,440	5,313
11	希望が丘南地区	28,340	27,470	2,986
12	さちが丘地区	35,750	35,610	3,764
13	万騎が原地区	26,230	25,860	2,766
14	二俣川地区	50,930	50,890	5,367
15	二俣川NT地区	37,150	37,510	3,915
16	旭中央地区	17,140	17,440	1,806
17	旭南部地区	35,210	35,300	3,709
18	左近山地区	40,890	40,940	4,306
19	市沢地区	17,770	17,740	1,873
20	その他(連合未加入)	40,680	40,160	5,021
総計		728,730	730,450	80,135

(補足) 目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円 (※10円未満切り捨て)

※参照登録世帯数…令和6年1月5日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿